三　二以上の項に該当する場合は、これらのうち、第一第三号に定める軸組にあつては㈡欄に掲げる数値、第一第四号に定める軸組にあつては㈠欄に掲げる数値が、それぞれ最も大きいものである項に該当するものとする。

別表第三

	(い)	(ろ)		(は)
	材料	くぎ打の方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
㈠	構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用ＭＤＦに限る。）	Ｎ五〇	一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下	四・三
㈡	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	ＣＮ五〇		三・七
㈢	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	Ｎ五〇		
㈣	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）		十五センチメートル以下	二・五
㈤	パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）、構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）、構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ五九			

（新設）

別表第三

	(い)	(ろ)		(は)
	材料	くぎ打の方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
（新設）				
（新設）				
（新設）				
（新設）				
（新設）				